2021年4月号

社会保険労務士

# 川村裕事務所便り

連絡先: 〒260 - 0033

千葉市中央区春日 2-21-10-701

電話: 043-306-2856 FAX: 043-306-2857

e - m a i l : hiro@kawamura-sr.com



# 正社員登用制度の整備とキャリアアップ 助成金

# 4月1日から中小企業でも「同一労働同一賃 対して助成金を支給する制度です。 金」が義務化

相違を禁止する「同一労働同一賃金」が、令和3 雇用した場合に助成金が支給されますが、限定 年4月1日から、中小企業に対しても義務化され 正社員制度を新設した場合の加算措置がありま ます。

具体的には、諸手当、賞与、退職金等の待遇 について不合理な相違があってはならないという 度予算により4月1日から追加予定)が加算対 ものですが、昨年10月に出された最高裁判決で象とされます。 は、賞与や退職金について、不支給は不合理と はいえないとの判断が示されたものもあります (大阪医科薬科大学事件、メトロコマース事件)。

#### 注目される「正社員登用制度」

上の希望者全員が受験できる正社員登用制度 に正社員志望者がいなければ、設ける意味があ があり、原告である契約社員が、試験に2回失 りません。 敗し断念したことが、企業側は正社員登用の機 たといわれています。

退職金について、正社員人材の確保・定着を目 的として設けているとして、非正規社員に対してみてはいかがでしょうか。 異なる扱いとする代わりに、正社員登用制度を 整備する動きも見られます。

# 非正規社員の正社員化を進める際に活用で 調査から きるキャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金は、雇用期間の定めが ある非正規社員の企業内でのキャリアアップを 促進するため、正社員化等を実施した事業主に

本助成金の正社員化コースでは、有期雇用 正社員と非正規社員の不合理な労働条件のの非正規社員を正社員等に転換、または直接 す。具体的には、勤務地限定正社員制度、職務 限定正社員制度、短時間正社員制度(令和3年

#### 段階的な正社員登用制度の構築がおススメ

これまで正社員登用制度のなかった企業にお いて、一直線に正社員への登用制度を整備する のは、人件費の面で負担増となることも考えられ 上記メトロコマース事件では、原則勤続1年以 ます。また、在籍中の契約社員やパートタイマー

優秀な人材を確保したいという企業において、 会を与えていたと判断され、結論に大きく影響しずでに実績がある非正規社員に正社員になって もらうというのは有効な方法の1つですので、上 一連の判決を受け、企業の一部には、賞与や 記で紹介した限定正社員制度の導入から始め て、段階的に正社員登用制度の構築を進めて

> パート・有期社員待遇改善、どのくらい進 んでる?~(独)労働政策研究・研修機構

パートタイム・有期雇用労働法の施行

同一企業内における正社員(無期雇用フルタ イム労働者)とパートタイム労働者・有期雇用労 働者との間の不合理な待遇の差をなくすため、 2020 年4月にパートタイム・有期雇用労働法 (以下、パート・有期雇用労働法という)が施行さ れました。中小企業への適用は、2021 年4月1 日からとなっています。

法の施行を前に行われた企業へのアンケート が(独)労働政策研究・研修機構から公表されま したが、今後の企業対応について参考になる点 があります。

## 待遇差の理由等についてどの程度、説明でき るか

パート·有期雇用労働法では、本人からの求 めがあれば、正社員とパート・有期との待遇差の 30 日 理由等を説明しなければならなりません。

「大半の待遇差を、説明できると思う」との回 答は、パート・有期雇用労働法等について「内容 まで知っている」企業では 69.3%に上りましたが、 内容がわからないなどとした企業では、45.1% にとどまっていました。

#### 待遇差をなくすための取組み

正社員・正職員とそれ以外の労働者との間の 不合理な待遇差をなくすためにこれまでに取り 組んだ内容および今後取り組む予定の内容もま とめられています。

その中で、今後に行う予定とした割合のほう が多かった取組みとしては、次のものが挙がっ ています。

- ・退職金の導入や、退職金の算定方法等の見 (4月1日から20日または第1期目の納期限 首し
- ・諸手当の導入や、算定方法等の見直し
- ・派遣労働者に係る制度や活用のあり方の見直

基本的な賃金の算定方法や算定要素の見直 し等は当然として、上記のような点も今後の取組 みとして意識する必要があるでしょう。

この調査はパート・有期雇用労働法の施行前 に実施されたものですが、自社の現状としては どうでしょうか。調査は賃金や賞与、手当や休暇 制度等についての動向がわかる内容となってい ますので、今後の取組みのために参考にしてみ てはいかがでしょうか。

【労働政策研究・研修機構「『パートタイム』や 『有期雇用』の労働者の活用状況等に関する調 查結果 企業調查編 1

https://www.jil.go.jp/institute/research/202 1/207-1.html

# 4月の税務と労務の手続提出期限 [提出先:納付先]

#### 12 日

源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納 付[郵便局または銀行]

雇用保険被保険者資格取得届の提出<前 月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

健保・厚年保険料の納付「郵便局または銀

外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保 険者でない場合) < 雇入れ・離職の翌月末 ∃ >

### [公共職業安定所]

公益法人等の法人住民税均等割の申告納 付[都道府県・市町村]

固定資産税・都市計画税の納付 < 第1期 > 「郵便局または銀行]

- 都・市町村によっては異なる月の場合が ある。
- ·土地価格等縦覧帳簿·家屋価格等縦覧帳簿の 縦覧期間
- までのいずれか遅い日以降の日までの期間)

### 当事務所よりひと言